

令和4年
(2022)

年末の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

期間

令和4年12月1日(木)から12月10日(土)までの10日間

※ 市内一斉啓発日は12月2日(金)

当日は、午前7時50分から8時20分まで、名鉄一宮駅西側広場及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目的

年末は、師走特有の慌ただしさから、運転者や自転車利用者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。

この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、視認性の悪い日没後の時間帯と職場や学校等からの帰宅時間帯が重なり、夕暮れ時から夜間の交通事故の危険性が高まります。加えて、忘年会等の飲酒の機会が増えることから飲酒運転による交通事故の増加が懸念されます。

そこで、年末の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。



運動の重点

- 1 夕暮れ時と夜間の事故防止及び歩行者の安全確保
- 2 運転者の安全運転意識の向上及び
飲酒運転等の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

令和4年 広報重点

- ◆ スマホ画面 見るの一瞬 事故一生
- ◆ その一歩 踏み出す前に 確認を
- ◆ 危ないよ スマホ 傘差し 二人乗り

**ストップ・ザ
交通事故** 高めようモラル
守ろうルール

年間スローガン

『交通事故絶滅』を願って、
市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

サブスローガン

実践しよう 交通安全スリー^{エス}S運動

Stop (ストップ)	赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ
Slow (スロー)	高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転
Smart (スマート)	全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

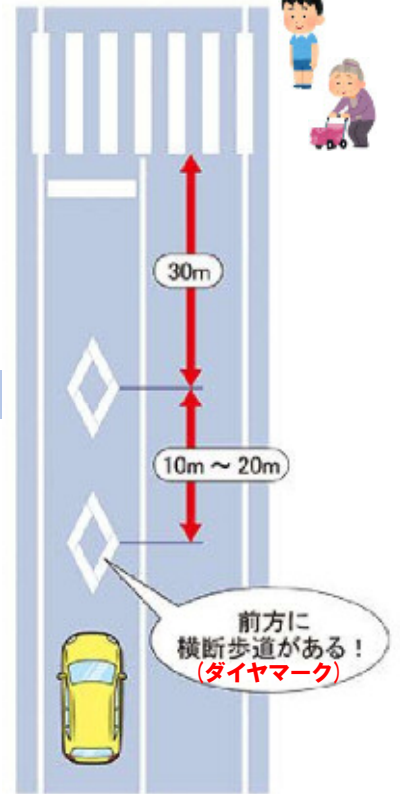
運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 夕暮れ時と夜間の事故防止及び歩行者の安全確保

- 1 視界が悪くなる夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、明るい服装の着用や、反射材用品の視認効果の周知と活用の実践を促進する。
- 2 夕暮れ時における自動車・自転車の「ライト・オン運動」を実践する。
(12月の点灯目安時刻は16時。特に17時から19時は、“魔の時間”)
- 3 歩行者には、横断時にドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。
- 4 子供や高齢者には、それぞれの事故の特徴をふまえた交通安全教育を推進する。
- 5 通学路や子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。

横断歩道は 歩行者優先



合い言葉として覚えよう!
「ダイヤの先には横断歩道」

■重点2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

- 1 自動車運転中のスマートフォン等の使用の危険性の周知と罰則について広報する。
- 2 横断歩行者妨害違反の危険性を周知し、「横断歩道における歩行者優先」の徹底を図る。
- 3 加齢等に伴う身体機能の変化が運転などに及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- 4 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策について広報する。(運転免許証の自主返納を支援しています。P4をご覧ください。)
- 5 地域ぐるみで「飲酒運転四(し)ない運動」を徹底するとともに、「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成を図る。
- 6 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の周知徹底を図る。

■重点3 自転車の交通ルール遵守の徹底

- 1 ヘルメット購入費用の補助を広報し、全ての自転車利用者のヘルメット着用を推進する。(全ての年齢において着用が努力義務となっています。)
- 2 自転車利用者も加害者になることを認識し、自転車損害賠償責任保険等への加入を徹底する。
(愛知県では条例で、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。)
- 3 自転車運転中のスマートフォン等の操作や使用、大音量でイヤホンを使用しながらの運転、傘差し運転、飲酒運転、並進走行は大変危険なので、絶対にしない。
- 4 自転車の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。



■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 自転車シミュレーターの利用促進PR

町内会、老人クラブ、学校等で行われる交通安全教室で市が所有する自転車シミュレーターを利用し、自転車の乗り方、交通ルールを確認してもらうことにより交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

4 道路環境の整備

歩行道、路側帯などにおける不法看板等、通行の妨げになる物の排除を促進し、安全な交通環境の整備を図る。

(道水路管理課)

5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

■教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 生涯学習関係団体の活動等における交通安全事業の実施

生涯学習関係団体の活動、公民館活動などを通じ、交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通事故防止に関する事業を実施する。

また、交通安全の基本理念「交通安全は家庭から」をふまえ、家庭を中心とした啓発活動を実施する。

(生涯学習課)

■学 校

1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

2 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

■地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

3 違法駐車取締り強化

違法駐車は交通の妨げになるばかりでなく交通事故の原因になるため、その取締り強化を図る。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。



令和5年の交通安全市民運動期間一覧

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ● 春の交通安全市民運動期間（全国一斉） | 5月11日（木）～ 5月20日（土） |
| ● 夏の交通安全市民運動期間（県内一斉） | 7月11日（火）～ 7月20日（木） |
| ● 秋の交通安全市民運動期間（全国一斉） | 9月21日（木）～ 9月30日（土） |
| ● 年末の交通安全市民運動期間（県内一斉） | 12月 1日（金）～ 12月10日（日） |

トピックス

運転免許証の
自主返納を支援します。



ウェブサイト
←愛知県警察
市民協働課→



【申請受付・問合せ】
市民協働課
（本庁舎6階）
0586-28-8671

対象者

返納時に、一宮市に住民登録をしている70歳以上の方で、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納される方

支援内容

- ・ICカード「manaca」または、一宮市iバス回数券（どちらも2,000円相当分）
- ・交通安全啓発品

申請方法

- ①一宮警察署、尾西幹部交番、木曾川幹部交番のいずれかで、免許証返納の手続きをする。
※返納できる日時、運転経歴証明書の発行に必要なもの等は、愛知県警察ウェブサイトで確認してください。
- ②返納日から60日以内に、市民協働課、総務管理課（尾西庁舎）、総務窓口課（木曾川庁舎）のいずれかで、警察署で受け取った「申請による運転免許の取消通知書」と、「取消された運転免許証」または「運転経歴証明書」を提示。